

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(平成30年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食品品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	紙加工品製造業 パルプ・紙・	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	砕石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・ 金属等表面処理業
50m ³ /日 以上	4	62 (1)	5		3	19 (5)	1	7 (1)	9 (3)	3	1	51 (40)
50m ³ /日 未満	374	910	26	34		23 (8)		7	171 (6)	70	13	162 (41)
計	378	972 (1)	31	34	3	42 (13)	1	14 (1)	180 (9)	73	14	213 (81)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・写真 現像業	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道終末処理施設・ 処理施設	その他	計
50m ³ /日 以上	7	97	41	9		10		9 (7)		480 (1)	10 (4)	828 (62)
50m ³ /日 未満	7	2,436	121	462 (12)	250 (14)	4	826	68 (36)	20 (1)	559 (3)	33 (12)	6,576 (133)
計	14	2,533	162	471 (12)	250 (14)	14	826	77 (43)	20 (1)	1,039 (4)	43 (16)	7,404 (195)

注1 () は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く